

出席停止のお知らせ

お子さんは、学校保健安全法に定められた感染症（新型コロナウイルス感染症）及び文部科学省の通知に従い出席停止となります。

ご家庭においては、自宅で休養されるとともに、場合によっては医師や保健所等と相談の上、適切な処置をとられますようお願いいたします。また、出席停止期間後に登校する際は、下の「出席停止報告書」に必要事項を記入の上、学校へ提出してください。

-----  
(切り取らないでください)

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止報告書

下記の通り、報告します。

1 年 組 生徒氏名 \_\_\_\_\_

2 出席停止の取り扱いとなる事由 \*あてはまるものに○をつけて記入してください

- ( ) 新型コロナウイルス感染症と診断を受けた (診断日 月 日)
- ( ) 濃厚接触者に特定された
  - ・PCR検査を受けた (検査日 月 日)
  - ・PCR検査未実施
- ( ) 症状があった (症状が出始めた時期 月 日)
  - ・発熱 (体温 °C)
  - ・咳
  - ・強いだるさ、倦怠感
  - ・息苦しさ、呼吸困難感
  - ・その他の症状 ( )
- ( ) その他 ( )

2 医療機関等への相談や受診の有無について \*あてはまるものに○をつけて記入してください

- ( ) 相談・受診した (相談・受診日 月 日)
  - ・帰国者・接触者相談センター (保健所)
  - ・医療機関等 (医療機関名: )
- ( ) 相談や受診はしていない

3 出席停止期間 月 日 ( ) ~ 月 日 ( )

\*相談先や受診先で指示を受けた場合は、その内容を記入してください

令和 年 月 日 保護者氏名 印

保護者様

新潟県立五泉高等学校長

## 出席停止について

お子さんは、他の児童・生徒に感染するおそれのある病気にかかりましたので、学校保健安全法第19条の規定により出席を停止します。医師の登校許可があるまでは学校を休ませてください。  
 なお、登校する際には、下記の証明書を学校へ提出してください。

## ◆ 学校で出席を停止する主な病気は、次のとおりです。

	学校感染症	出席停止のめやす
第一種	感染症名	治癒するまで
第二種	1 インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	2 百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	3 麻疹	熱が下がって3日を経過するまで
	4 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	5 風疹	発疹が消えるまで
	6 水痘	すべての発疹がかさぶたになるまで
	7 咽頭結膜熱	主な症状がなくなって2日を経過するまで
	8 結核	症状に応じて医師が感染するおそれがないと判断するまで
	9 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	10 流行性角結膜炎 11 その他の感染症 ・ 感染性胃腸炎 ・ 溶連菌感染症 ・	症状に応じて医師が感染するおそれがないと判断するまで

主治医様

ご多用中恐縮ですが、下記の証明書にご記入の上、保護者又は生徒にお渡しくださるようお願いいたします。

## 登校許可証明書

年 組 氏名

診断名 [ ]	
◎ 上記の疾病について感染症予防上支障がないので、登校しても差し支えありません。	
初診日	令和 年 月 日
登校しても良いと認められる日	令和 年 月 日
令和 年 月 日	医療機関名

<参考> 学校において予防すべき感染症の分類

	出席停止の期間の基準	感 染 症 名
第1種	治癒するまで	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ エボラ出血熱</li> <li>○ 痘そう</li> <li>○ ペスト</li> <li>○ ラッサ熱</li> <li>○ ジフテリア</li> <li>○ 鳥インフルエンザ (H5N1)</li> <li>○ 新型インフルエンザ</li> <li>○ クリミア・コンゴ出血熱</li> <li>○ 南米出血熱</li> <li>○ マールブルグ病</li> <li>○ 急性灰白髄炎 (ポリオ)</li> <li>○ 重症急性呼吸器症候群 (SARS)</li> </ul>
第2種	表面参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ インフルエンザ (H5N1を除く)</li> <li>○ 麻疹 (はしか)</li> <li>○ 風疹 (三日ばしか)</li> <li>○ 咽頭結膜熱 (プール熱)</li> <li>○ 百日咳</li> <li>○ 流行性耳下腺炎 (おたふく風邪)</li> <li>○ 水痘 (みずぼうそう)</li> <li>○ 結核</li> </ul>
第3種	症状に応じて医師が感染の恐れがないと判断するまで	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ コレラ</li> <li>○ 腸管出血性大腸菌感染症 (O157)</li> <li>○ パラチフス</li> <li>○ 急性出血性結膜炎 (アポロ病)</li> <li>○ その他の感染症</li> <li>・ 溶連菌感染症</li> <li>・ 手足口病</li> <li>・ ウイルス性肝炎</li> <li>・ ヘルパンギーナ</li> <li>・ マイコプラズマ肺炎</li> <li>・ 流行性嘔吐下痢症 (感染性胃腸炎)</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

※ 学校保健安全法施行規則第18条、第19条より

※ 「出席停止について」の文書を印刷し、主治医から登校許可証明書を記入してもらってから、登校してください。